



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 見目

# 地域別最低賃金の改定と注意点

この度、多くの都道府県で、地域別最低賃金の改定額が決定になりました。今回は改定後の地域別最低賃金一覧と本年の傾向、注意点についてご案内します。



## ★平成25年度 地域別最低賃金一覧 (単位: 時間/円)

都道府県名	平成25年度最低賃金額	平成24年度額	差額	都道府県名	平成25年度最低賃金額	平成24年度額	差額	都道府県名	平成25年度最低賃金額	平成24年度額	差額
北海道	734	719	15	富山	712	700	12	島根	664	652	12
青森	665	654	11	石川	704	693	11	岡山	703	691	12
岩手	665	653	12	福井	701	690	11	広島	733	719	14
宮城	696	685	11	山梨	706	695	11	山口	701	690	11
秋田	665	654	11	長野	713	700	13	徳島	666	654	12
山形	665	654	11	岐阜	724	713	11	香川	686	674	12
福島	675	664	11	静岡	749	735	14	愛媛	666	654	12
茨城	713	699	14	愛知	780	758	22	高知	664	652	12
栃木	718	705	13	三重	737	724	13	福岡	712	701	11
群馬	707	696	11	滋賀	730	716	14	佐賀	664	653	11
埼玉	785	771	14	京都	773	759	14	長崎	664	653	11
千葉	777	756	21	大阪	819	800	19	熊本	664	653	11
東京	869	850	19	兵庫	761	749	12	大分	664	653	11
神奈川	868	849	19	奈良	710	699	11	宮崎	664	653	11
新潟	701	689	12	和歌山	701	690	11	鹿児島	665	654	11
				鳥取	664	653	11	沖縄	664	653	11
								全国加重平均額	764	749	15

## ★最低賃金の種類と適用

- 地域別最低賃金…原則、各都道府県内の全ての労働者 (※)
- 産業別最低賃金…原則、都道府県毎に定められた特定の産業に従事する労働者 (※)  
※障害者等、一部適用除外あり

・全ての都道府県で  
11円以上の引き上げ

いずれか高い方が適用

・例年、産業別最低賃金の決定は地域別産業賃金よりも遅いので、それまでは昨年分の産業別最低賃金と比較してください。

・今年は地域別最低賃金の上昇率が高く、業種によっては産業別最低賃金ではなく、地域別最低賃金が適用になる可能性も。



例) 東京都出版業の場合	H24年	H25年 10月19日~
東京都地域別	比較 850円	869円
東京都産業別/出版	857円	比較 ?

現在はこちらを適用 → 10/19から産業別が確定するまで出版業でも869円を適用

### 重要

社会保険料・定時決定による標準報酬月額変更  
厚生年金保険料の料率変更 167.66/1000 ⇒ **171.20/1000**  
いずれも **10月に支給する給与から反映になります。** ~給与ソフト等の設定変更は大丈夫ですか?~

### ●お知らせ ~雇用保険・基本手当日額等の変更に伴い、雇用継続給付の支給限度額等が変更になりました~

- 高齢雇用継続給付 支給限度額 343, 396円 → **341, 542円**
- 育児休業給付 支給限度額 214, 650円 → **213, 450円**
- 介護休業給付 支給限度額 171, 720円 → **170, 760円**

詳細は法改正ブログ ⇒ <http://sr-aozora.biz/wp1/?p=229>



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277